

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------------|
| 5 | 地方税び賦課徵収又は地方税に関する調査(住民税) |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な処置を講じています。

特記事項

評価実施機関名

片品村

公表日

令和1年6月30日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 地方税及び賦課徴収又は地方税に関する調査(住民税) |
| ②事務の概要 | 地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更生若しくは決定、税額の更生若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税法の賦課徴収に関する事務 |
| ③システムの名称 | e-suitev2住民税システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 個人住民税賦課情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 16 地方税法 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 27 地方税法 28 地方税法 29 地方税法 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 片品村役場 総務課 |
| ②所属長の役職名 | 総務課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 片品村役場住民課 群馬県利根郡片品村大字鎌田3967番地3 0278-58-2111(内線 261 237) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 片品村役場住民課 群馬県利根郡片品村大字鎌田3967番地3 0278-58-2111(内線 261 237) |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | |
|--|--|--|---------------------------|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | | | |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | | []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 8. 監査 | | | | | |
| 実施の有無 | | [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | | | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | | | |

变更箇所